【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月28日
【四半期会計期間】	第40期第２四半期(自 平成23年７月１日 至 平成23年９月30日)
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　杉 本 康 雄
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目３番１号
【電話番号】	(017)774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　岩 岡 高 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　小田中 和 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社 みちのく銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第２四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 ４月１日 至平成21年 ９月30日)	(自平成22年 ４月１日 至平成22年 ９月30日)	(自平成23年 ４月１日 至平成23年 ９月30日)	(自平成21年 ４月１日 至平成22年 ３月31日)	(自平成22年 ４月１日 至平成23年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	23,421	23,013	21,844	44,008	45,266
連結経常利益	百万円	1,780	1,923	450	3,792	1,759
連結中間純利益	百万円	948	1,488	406	―	―
連結当期純利益	百万円	―	―	―	2,491	3,313
連結中間包括利益	百万円	―	526	△1,177	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	―	1,124
連結純資産額	百万円	73,064	66,437	64,665	74,162	66,547
連結総資産額	百万円	1,886,031	1,920,567	1,948,084	1,866,183	1,935,992
１株当たり純資産額	円	314.92	321.84	312.57	321.85	323.83
１株当たり中間純利益金額	円	6.64	10.43	2.85	―	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	16.29	21.08
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	6.62	6.02	1.52	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	12.94	13.41
自己資本比率	%	3.4	3.4	3.3	3.5	3.4
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.61	12.40	11.23	11.95	11.03
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	74,454	17,732	42,923	34,665	38,747
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△90,625	△24,514	△82,050	△53,657	54,473
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,325	2,134	△751	19,053	△8,435
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	39,797	32,052	81,602	36,716	121,945
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,579 [875]	1,532 [911]	1,510 [884]	1,504 [884]	1,493 [913]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 １株当たり情報の算定上の基礎は、「第４ 経理の状況」中、「１中間連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第２四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年６月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
決算年月		平成21年９月	平成22年９月	平成23年９月	平成22年３月	平成23年３月
経常収益	百万円	21,916	22,450	21,549	42,619	44,313
経常利益	百万円	1,421	1,560	271	3,014	1,235
中間純利益	百万円	793	1,131	566	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	2,042	1,867
資本金	百万円	34,167	34,167	34,167	34,167	34,167
発行済株式総数	千株	普通株式 150,895 Ａ種優先株式 40,000	普通株式 150,895 Ａ種優先株式 40,000	普通株式 150,895 Ａ種優先株式 40,000	普通株式 150,895 Ａ種優先株式 40,000	普通株式 150,895 Ａ種優先株式 40,000
純資産額	百万円	65,733	66,020	63,822	66,537	65,545
総資産額	百万円	1,889,141	1,923,739	1,947,637	1,869,074	1,937,796
預金残高	百万円	1,742,688	1,761,872	1,829,259	1,745,210	1,780,271
貸出金残高	百万円	1,244,636	1,238,344	1,229,167	1,242,176	1,230,817
有価証券残高	百万円	469,175	412,519	448,111	431,684	390,553
１株当たり中間純利益金額	円	5.56	7.93	3.97	―	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	13.15	10.95
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	5.54	4.58	2.12	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	10.61	7.56
１株当たり配当額	円	普通株式 0.00 Ａ種優先株式 0.00	普通株式 0.00 Ａ種優先株式 0.00	普通株式 0.00 Ａ種優先株式 0.00	普通株式 3.000 Ａ種優先株式 4.109	普通株式 3.00 Ａ種優先株式 7.66
自己資本比率	%	3.5	3.4	3.3	3.6	3.4
単体自己資本比率(国内基準)	%	11.71	12.47	11.13	11.99	10.96
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,320 [742]	1,343 [813]	1,335 [826]	1,289 [748]	1,312 [832]

(注) １ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２ 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
３ 単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
４ 平成21年９月及び平成22年９月の平均臨時従業員数は、第２四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

２ 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

世界の金融・経済は、欧州における財政問題や新興国を含む世界経済の停滞感などから、先行き不透明な状況が続いております。欧州の財政問題については、ＥＦＳＦ（欧州金融安定基金）を中心とした支援の枠組みの策定で、一定の成果がありつつも、最終的な見通しは未だ明確なものとなっておらず、米国をはじめとする経済状況も一進一退であり、新興国などへのリスクマネーの供給も減少するなど、その成長に波乱要因を抱えております。

この間、わが国の経済は、震災による経済活動の落ち込みから、回復需要などにより、緩やかに持ち直しており、設備投資、住宅投資など復興に向けた動きも徐々に増加しているなど、企業業績を下支えしております。

個人消費においては、雇用環境の改善などから底堅く推移し、震災の影響による消費抑制マインドが後退したことで、持ち直しております。

そうしたなか、わが国の金融環境は、厳しさを残しつつも、企業の資金調達コストは、低下しており、中小企業の一部ではなお厳しいとする先もあるなかで、総じて改善しております。

一方、地域経済においては、設備投資が改善傾向であるなど、被災した建物・設備の復旧に対応した投資の上積みが見られており、雇用情勢においても、有効求人倍率は依然として低水準であるものの、小幅ながら改善基調で推移しております。

このような環境のもと、当第２四半期連結累計期間の経常収益は、資金運用収益が減少したこと等により前年同期比11億69百万円減少して218億44百万円となりました。また、経常費用は、与信費用は減少したものの、債券関係の金融派生商品費用の計上等により前年同期比３億４百万円増加して213億94百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比14億73百万円減少して４億50百万円、中間純利益は前年同期比10億82百万円減少して４億６百万円となりました。

預金残高は、個人預金が増加したことを中心として前連結会計年度末比515億円増加して１兆8,244億円となりました。

貸出金残高は、地元経済の停滞を背景に資金需要の伸び悩みから、前連結会計年度末比19億円減少して１兆2,305億円となりました。

有価証券残高は、円高の進行と株価の低迷が続く中、適切なリスクコントロールを意識しつつ国債を中心とした運用を行った結果、前連結会計年度末比598億円増加して4,480億円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記業績は区分を行わず記載しております。

国内・国際別収支

当第２四半期連結累計期間の資金運用収支は13,954百万円、役務取引等収支は1,400百万円、その他業務収支は△1,695百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は14,053百万円、役務取引等収支は1,604百万円、その他業務収支は△1,717百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は200百万円、役務取引等収支は３百万円、その他業務収支は21百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第２四半期連結累計期間	14,210	335	50	14,495
	当第２四半期連結累計期間	14,053	200	300	13,954
うち資金運用収益	前第２四半期連結累計期間	15,920	443	167	16,196
	当第２四半期連結累計期間	15,485	201	305	15,380
うち資金調達費用	前第２四半期連結累計期間	1,709	107	117	1,700
	当第２四半期連結累計期間	1,431	0	5	1,426
役務取引等収支	前第２四半期連結累計期間	1,565	5	222	1,348
	当第２四半期連結累計期間	1,604	3	207	1,400
うち役務取引等収益	前第２四半期連結累計期間	3,459	10	425	3,044
	当第２四半期連結累計期間	3,355	8	443	2,920
うち役務取引等費用	前第２四半期連結累計期間	1,894	5	203	1,696
	当第２四半期連結累計期間	1,750	4	235	1,519
その他業務収支	前第２四半期連結累計期間	△39	48	―	9
	当第２四半期連結累計期間	△1,717	21	―	△1,695
うちその他業務収益	前第２四半期連結累計期間	3,504	48	―	3,553
	当第２四半期連結累計期間	3,239	21	―	3,261
うちその他業務費用	前第２四半期連結累計期間	3,544	―	―	3,544
	当第２四半期連結累計期間	4,956	―	―	4,956

(注) １　国内業務部門は当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社（以下「海外連結子会社」という。）の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２ 資金調達費用は金銭の信託見合費用（前第２四半期連結累計期間19百万円、当第２四半期連結累計期間15百万円）を控除して表示しております。

３ 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際別役務取引の状況

当第２四半期連結累計期間の役務取引等収益は2,920百万円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は3,355百万円、国際業務部門の役務取引等収益は８百万円となりました。

当第２四半期連結累計期間の役務取引等費用は1,519百万円になりました。このうち、国内業務部門の役務取引等費用は1,750百万円、国際業務部門の役務取引等費用は４百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第２四半期連結累計期間	3,459	10	425	3,044
	当第２四半期連結累計期間	3,355	8	443	2,920
うち預金・貸出業務	前第２四半期連結累計期間	556	―	―	556
	当第２四半期連結累計期間	592	―	―	592
うち為替業務	前第２四半期連結累計期間	906	10	0	916
	当第２四半期連結累計期間	854	8	0	862
うち証券関連業務	前第２四半期連結累計期間	15	―	―	15
	当第２四半期連結累計期間	6	―	―	6
うち代理業務	前第２四半期連結累計期間	430	―	―	430
	当第２四半期連結累計期間	423	―	―	423
うち保護預り・貸金庫業務	前第２四半期連結累計期間	12	―	―	12
	当第２四半期連結累計期間	11	―	―	11
うち保証業務	前第２四半期連結累計期間	501	―	203	298
	当第２四半期連結累計期間	526	―	235	290
役務取引等費用	前第２四半期連結累計期間	1,894	5	203	1,696
	当第２四半期連結累計期間	1,750	4	235	1,519
うち為替業務	前第２四半期連結累計期間	179	5	―	184
	当第２四半期連結累計期間	171	4	―	175

(注) １ 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２ 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第２四半期連結会計期間	1,758,476	3,395	7,671	1,754,201
	当第２四半期連結会計期間	1,826,676	2,582	4,761	1,824,497
うち流動性預金	前第２四半期連結会計期間	774,641	―	704	773,936
	当第２四半期連結会計期間	803,789	―	537	803,252
うち定期性預金	前第２四半期連結会計期間	970,447	―	6,200	964,247
	当第２四半期連結会計期間	1,008,286	―	4,200	1,004,086
うちその他	前第２四半期連結会計期間	13,387	3,395	766	16,016
	当第２四半期連結会計期間	14,601	2,582	24	17,159
譲渡性預金	前第２四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第２四半期連結会計期間	―	―	―	―
総合計	前第２四半期連結会計期間	1,758,476	3,395	7,671	1,754,201
	当第２四半期連結会計期間	1,826,676	2,582	4,761	1,824,497

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金

国内・国際別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第２四半期連結会計期間		当第２四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,238,907	100.00	1,229,933	100.00
製造業	70,621	5.70	62,253	5.06
農業、林業	15,793	1.27	14,606	1.18
漁業	968	0.07	1,028	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	877	0.07	884	0.07
建設業	58,484	4.72	54,901	4.46
電気・ガス・熱供給・水道業	22,613	1.82	19,152	1.55
情報通信業	6,985	0.56	7,425	0.60
運輸業、郵便業	29,545	2.38	32,898	2.67
卸売業、小売業	116,798	9.42	115,031	9.35
金融業、保険業	60,950	4.91	57,384	4.66
不動産業、物品賃貸業	150,218	12.12	154,218	12.53
学術研究・専門・技術サービス業	2,212	0.17	2,884	0.23
宿泊業	10,566	0.85	10,162	0.82
飲食業	8,918	0.71	8,287	0.67
生活関連サービス業・娯楽業	6,261	0.50	5,518	0.44
教育・学習支援業	9,537	0.76	3,315	0.26
医療・福祉	72,950	5.88	65,725	5.34
その他のサービス	42,392	3.42	39,425	3.20
地方公共団体	178,623	14.41	205,344	16.69
その他	373,587	30.15	369,484	30.04
国際業務部門	1,079	100.00	584	100.00
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	1,079	100.00	584	100.00
合計	1,239,986	―	1,230,518	―

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、預貸金を中心とする営業活動においては前年同期比252億円収入増加の429億円の収入、投資活動においては有価証券の取得等により前年同期比575億円支出増加の820億円の支出となりました。また、財務活動においては配当金の支払等により前年同期比28億円支出増加の７億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比398億円減少して816億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	15,021	13,178	△1,843
経費(除く臨時処理分)	12,195	11,842	△353
人件費	5,772	5,831	59
物件費	5,792	5,404	△388
税金	630	606	△24
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,826	1,335	△1,491
一般貸倒引当金繰入額	△1,188	△1,323	△135
業務純益	4,015	2,659	△1,356
うち債券関係損益	△130	△1,692	△1,562
臨時損益	△2,454	△2,388	66
株式等関係損益	△399	△292	107
不良債権処理額	1,875	1,536	△339
うち個別貸倒引当金純繰入額	1,827	1,671	△156
その他臨時損益	△179	△559	△380
経常利益	1,560	271	△1,289
特別損益	△26	361	387
うち固定資産処分損益	6	111	105
うち連結子会社清算益	―	319	319
うち連結子会社合併差益	128	―	△128
うち減損損失	―	69	69
うち資産除去債務に係る損失	225	―	△225
税引前中間純利益	1,534	632	△902
法人税、住民税及び事業税	20	△69	△89
法人税等調整額	381	135	△246
法人税等合計	402	66	△336
中間純利益	1,131	566	△565

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却＋金融派生商品損益（債券関係）
6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.76	1.74	△0.02
(イ)貸出金利回	2.13	2.08	△0.05
(ロ)有価証券利回	1.13	1.13	－
(2) 資金調達原価 ②	1.56	1.45	△0.11
(イ)預金等利回	0.15	0.11	△0.04
(ロ)外部負債利回	1.78	0.64	△1.14
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.20	0.29	0.09

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3 ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.50	4.12	△4.38
業務純益ベース	12.08	8.20	△3.88
中間純利益ベース	3.40	1.74	△1.66

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	1,761,872	1,829,259	67,387
預金(平残)	1,743,352	1,798,514	55,162
貸出金(末残)	1,238,344	1,229,167	△9,177
貸出金(平残)	1,210,928	1,200,638	△10,290

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	1,359,855	1,401,751	41,896
法人	318,249	325,910	7,661
公金	74,448	93,334	18,886
金融機関	9,318	8,263	△1,055
合計	1,761,872	1,829,259	67,387

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	391,612	388,033	△3,579
住宅ローン残高	333,449	330,732	△2,717
その他ローン残高	58,163	57,301	△862

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	838,922	834,691	△4,231
総貸出金残高	②	百万円	1,238,344	1,229,167	△9,177
中小企業等貸出金比率	①／②	%	67.74	67.90	0.16
中小企業等貸出先件数	③	件	127,757	124,437	△3,320
総貸出先件数	④	件	128,022	124,710	△3,312
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.79	99.78	△0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2 中小企業等とは、資本金３億円(ただし、卸売業は１億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は５千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	―	―	―	―
信用状	1	4	―	―
保証	1,448	11,184	1,286	10,298
計	1,449	11,189	1,286	10,298

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年９月30日 金額(百万円)	平成23年９月30日 金額(百万円)
基本的項目（Tier１）	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式申込証拠金	―	―
	資本剰余金	29,772	29,771
	利益剰余金	4,637	6,147
	自己株式(△)	2,699	2,700
	自己株式申込証拠金	―	―
	社外流出予定額(△)	3	―
	その他有価証券の評価差損(△)	―	―
	為替換算調整勘定	―	―
	新株予約権	13	70
	連結子法人等の少数株主持分	503	6
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	500	―
	営業権相当額(△)	―	―
	のれん相当額(△)	―	―
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	―	―
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	―	―
	計 (A)	66,392	67,464
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)	500	―
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	511	493
	一般貸倒引当金	4,960	4,982
	負債性資本調達手段等	27,000	17,000
	うち永久劣後債務(注２)	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)	27,000	17,000
	計	32,471	22,476
	うち自己資本への算入額 (B)	32,471	22,476
控除項目	控除項目(注４) (C)	408	375
自己資本額	(A)＋(B)－(C) (D)	98,455	89,565
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	722,796	730,369
	オフ・バランス取引等項目	11,112	9,944
	信用リスク・アセットの額 (E)	733,908	740,313
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／８%） (F)	59,763	56,929
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,781	4,554
	計（E）＋（F） (H)	793,671	797,243
連結自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)		12.40	11.23
（参考）Tier１比率＝A／H×100（%）		8.36	8.46

(注) 1 告示第28条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2 告示第29条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3 告示第29条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
4 告示第31条第１項第１号から第６号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年９月30日	平成23年９月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目（Tier１）	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式申込証拠金	―	―
	資本準備金	19,167	19,167
	その他資本剰余金	10,604	10,603
	利益準備金	204	351
	その他利益剰余金	4,883	4,973
	その他	503	―
	自己株式(△)	2,699	2,700
	自己株式申込証拠金	―	―
	社外流出予定額(△)	3	―
	その他有価証券の評価差損(△)	―	―
	新株予約権	13	70
	営業権相当額(△)	―	―
	のれん相当額(△)	―	―
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	―	―
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	―	―
	計 (A)	66,842	66,634
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)	500	―
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	500	―
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	511	493
	一般貸倒引当金	4,954	4,982
	負債性資本調達手段等	27,000	17,000
	うち永久劣後債務(注２)	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)	27,000	17,000
	計	32,465	22,476
	うち自己資本への算入額 (B)	32,465	22,476
控除項目	控除項目(注４) (C)	408	375
自己資本額	(A)＋(B)－(C) (D)	98,899	88,736
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	725,674	733,242
	オフ・バランス取引等項目	11,112	9,944
	信用リスク・アセットの額 (E)	736,786	743,186
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／８%） (F)	55,883	54,081
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,470	4,326
	計（（E）＋（F）） (H)	792,670	797,268
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)		12.47	11.13
（参考）Tier１比率＝A／H×100（%）		8.43	8.35

(注) 1 告示第40条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2 告示第41条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3 告示第41条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
4 告示第43条第１項から第５号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２ 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３ 要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年９月30日	平成23年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	239	127
危険債権	239	229
要管理債権	35	58
正常債権	12,041	12,044

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
Ａ種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数(株)(平成23年９月30日)	提出日現在発行数(株)(平成23年11月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	150,895,263	東京証券取引所市場第一部	（注）１
Ａ種優先株式	40,000,000	40,000,000	非上場	（注）２
計	190,895,263	190,895,263	―	―

（注）１．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式（単元株式数1,000株）であります。

２．無議決権株式（単元株式数1,000株）であります。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。なお、Ａ種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) Ａ種優先配当金

当銀行は、定款第42条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して下記(５)に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) Ａ種優先配当年率

平成22年３月31日に終了する事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝初年度Ａ種優先配当金÷Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度Ａ種優先配当金」とは、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）（ただし、Ａ種優先株式の発行決議日をＡ種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年３月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げ

る。）とする。

平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.95％

なお、平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が８％を超える場合には、Ａ種優先配当年率は８％とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

①残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過Ａ種優先配当金相当額

Ａ種優先株式１株当たりの経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＡ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(８)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

②取得を請求することのできる期間

平成29年４月１日から平成36年９月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の５連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調

整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場　合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない　場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(ⅲ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(ⅲ)または(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(ⅳ) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ⅱ)および(ⅵ)の場合には０円、上記イ.(ⅲ)ないし(v)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ.(ⅲ)ないし(v)および上記ハ.(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ.(i)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(８)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(６)③に定める経過Ａ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ａ種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第２四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年６月23日
新株予約権の数（個）	479 （注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	479,000 （注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	平成23年７月９日から平成48年７月８日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　143円 資本組入額　　72円
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数 1,000株

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

(1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。

(3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

３． 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（１ヶ月未満は１ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、１個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。

(3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

４． 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対

し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
(4)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年９月30日	―	190,895	―	34,167	―	19,167

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成23年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番１号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	12,089	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	6,267	3.28
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	4,059	2.12
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	3,936	2.06
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	3,757	1.96
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	3,175	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET,NY,NY 10013,USA （東京都品川区東品川二丁目３番14号）	2,838	1.48
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2,504	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号	2,417	1.26
計	―	81,043	42.45

(注) １ 所有株式数は、千株未満を切捨てして表示しております。
２ 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切捨てして表示しております。
３ 大株主は、平成23年９月30日現在の株主名簿に基づくものであります。
４ 当行は、自己株式8,246千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.32%）を保有しておりますが、上記記載には含めておりません。
５ 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該株式の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４） 12,089千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6,267千株
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口） 3,936千株

②所有議決権数別

平成23年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	12,089	8.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	6,267	4.44
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	4,059	2.87
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	3,936	2.79
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	3,757	2.66
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	3,175	2.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET,NY,NY 10013,USA （東京都品川区東品川二丁目３番14号）	2,838	2.01
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2,504	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号	2,417	1.71
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	2,291	1.62
計	―	43,333	30.74

（注）総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000	―	（注）１
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	（自己保有株式） 普通株式 8,246,000	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,956,000	140,956	同上
単元未満株式	普通株式 1,693,263	―	（注）２
発行済株式総数	190,895,263	―	―
総株主の議決権	―	140,956	―

（注）１　A種優先株式の内容については、「(１)株式の総数等②発行済株式」に記載しております。
２　「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式811株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目３番１号	8,246,000	―	8,246,000	4.31
計	―	8,246,000	―	8,246,000	4.31

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１ 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第２四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

２ 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

３ 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

４ 当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年９月30日)
資産の部		
現金預け金	121,947	82,048
コールローン及び買入手形	112,211	132,856
買入金銭債権	6,659	6,294
商品有価証券	172	201
金銭の信託	19,999	19,831
有価証券	※7, ※13 388,216	※7, ※13 448,064
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,232,474	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,230,518
外国為替	※5 1,277	※5 694
その他資産	※7 32,205	※7 7,391
有形固定資産	※9, ※10 13,581	※9, ※10 13,557
無形固定資産	2,776	2,687
繰延税金資産	14,612	14,496
支払承諾見返	10,729	10,298
貸倒引当金	△20,871	△20,856
資産の部合計	1,935,992	1,948,084
負債の部		
預金	※7 1,772,962	※7 1,824,497
借用金	※11 2,000	※11 8,100
外国為替	15	12
社債	※12 15,000	※12 15,000
その他負債	56,782	14,125
賞与引当金	939	933
退職給付引当金	8,984	8,769
睡眠預金払戻損失引当金	662	574
偶発損失引当金	283	212
利息返還損失引当金	105	68
繰延税金負債	130	1
再評価に係る繰延税金負債	※9 850	※9 824
支払承諾	10,729	10,298
負債の部合計	1,869,445	1,883,419
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,772	29,771
利益剰余金	6,437	6,147
自己株式	△2,700	△2,700
株主資本合計	67,676	67,386
その他有価証券評価差額金	△1,137	△2,641
繰延ヘッジ損益	△349	△430
土地再評価差額金	※9 311	※9 272
その他の包括利益累計額合計	△1,175	△2,798
新株予約権	40	70
少数株主持分	6	6
純資産の部合計	66,547	64,665
負債及び純資産の部合計	1,935,992	1,948,084

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
経常収益	23,013	21,844
資金運用収益	16,196	15,380
（うち貸出金利息）	13,094	12,643
（うち有価証券利息配当金）	3,016	2,649
役務取引等収益	3,044	2,920
その他業務収益	3,553	3,261
その他経常収益	※1 220	※1 282
経常費用	21,090	21,394
資金調達費用	1,719	1,441
（うち預金利息）	1,338	1,077
役務取引等費用	1,696	1,519
その他業務費用	3,544	4,956
営業経費	12,657	12,501
その他経常費用	※2 1,473	※2 974
経常利益	1,923	450
特別利益	567	150
固定資産処分益	28	150
負ののれん発生益	474	―
償却債権取立益	63	―
特別損失	247	108
固定資産処分損	21	39
減損損失	※3 ―	※3 69
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
税金等調整前中間純利益	2,243	491
法人税、住民税及び事業税	147	68
法人税等調整額	504	15
法人税等合計	652	84
少数株主損益調整前中間純利益	1,591	407
少数株主利益	103	0
中間純利益	1,488	406

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,591	407
その他の包括利益	△1,064	△1,584
その他有価証券評価差額金	△787	△1,503
繰延ヘッジ損益	△277	△80
中間包括利益	526	△1,177
親会社株主に係る中間包括利益	423	△1,178
少数株主に係る中間包括利益	103	0

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	34,167	34,167
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	―	―
当中間期末残高	34,167	34,167
資本剰余金		
当期首残高	29,773	29,772
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	29,772	29,771
利益剰余金		
当期首残高	3,745	6,437
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
中間純利益	1,488	406
土地再評価差額金の取崩	△3	38
当中間期変動額合計	892	△289
当中間期末残高	4,637	6,147
自己株式		
当期首残高	△2,695	△2,700
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	△4	0
当中間期末残高	△2,699	△2,700
株主資本合計		
当期首残高	64,991	67,676
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
中間純利益	1,488	406
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	△3	38
当中間期変動額合計	887	△289
当中間期末残高	65,878	67,386

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,020	△1,137
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△787	△1,503
当中間期変動額合計	△787	△1,503
当中間期末残高	233	△2,641
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△205	△349
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△277	△80
当中間期変動額合計	△277	△80
当中間期末残高	△483	△430
土地再評価差額金		
当期首残高	280	311
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	△38
当中間期変動額合計	3	△38
当中間期末残高	284	272
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,095	△1,175
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	△38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,064	△1,584
当中間期変動額合計	△1,061	△1,623
当中間期末残高	34	△2,798
新株予約権		
当期首残高	―	40
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13	30
当中間期変動額合計	13	30
当中間期末残高	13	70
少数株主持分		
当期首残高	8,075	6
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△7,564	0
当中間期変動額合計	△7,564	0
当中間期末残高	510	6

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
純資産合計		
当期首残高	74,162	66,547
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
中間純利益	1,488	406
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	―	―
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,616	△1,553
当中間期変動額合計	△7,725	△1,881
当中間期末残高	66,437	64,665

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,243	491
減価償却費	726	770
減損損失	―	69
負ののれん発生益	△474	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
貸倒引当金の増減（△）	474	△14
賞与引当金の増減額（△は減少）	24	△5
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△602	△214
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△280	―
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△69	△87
偶発損失引当金の増減（△）	△38	△70
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△31	△36
資金運用収益	△16,196	△15,380
資金調達費用	1,719	1,441
有価証券関係損益（△）	530	1,985
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△53	168
為替差損益（△は益）	15	14
固定資産処分損益（△は益）	△6	△189
貸出金の純増（△）減	4,019	1,956
預金の純増減（△）	15,716	51,534
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	―	6,100
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	9,022	6
コールローン等の純増（△）減	△12,746	△20,279
外国為替（資産）の純増（△）減	△73	583
外国為替（負債）の純増減（△）	△15	△2
資金運用による収入	16,105	15,640
資金調達による支出	△1,675	△1,371
その他	△747	△182
小計	17,811	42,924
法人税等の還付額	94	141
法人税等の支払額	△172	△142
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,732	42,923

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,025,935	△1,124,978
有価証券の売却による収入	697,284	896,135
有価証券の償還による収入	304,902	147,397
有形固定資産の取得による支出	△232	△545
無形固定資産の取得による支出	△583	△241
有形固定資産の売却による収入	49	182
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,514	△82,050
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主への払戻による支出	△7,177	－
劣後特約付社債の発行による収入	9,932	－
配当金の支払額	△592	△734
少数株主への配当金の支払額	△10	－
自己株式の取得による支出	△5	△0
自己株式の売却による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△12	△17
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,134	△751
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15	△14
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,663	△39,893
現金及び現金同等物の期首残高	36,716	121,495
現金及び現金同等物の中間期末残高	32,052 ※1	81,602 ※1

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

１．連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) 連結子会社　４社 会社名 株式会社みちのくオフィスサービス みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited (2) 非連結子会社 該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　４社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

４．会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 （イ）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （ロ）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　：３年～50年 その他：２年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
（会計方針の変更） 当行の有形固定資産（平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ＡＴＭや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当連結会計年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。 この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。 （追加情報） 従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。 この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号平成21年12月18日）に規定する破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 ただし、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,751百万円（前連結会計年度末は23,884百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更等】

当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
（１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用） 当中間連結会計期間から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。 これによる影響については、「（１株当たり情報）」に記載しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。 (連結納税制度の採用) 当中間連結会計期間から、当行及び一部の連結子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

次へ

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年９月30日)
※１ 貸出金のうち、破綻先債権額は2,933百万円、延滞債権額は34,556百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※１ 貸出金のうち、破綻先債権額は3,047百万円、延滞債権額は33,352万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※２ 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※２ 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※３ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,234百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※３ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,598百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※４ 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,725百万円であります。 なお、上記１から４に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※４ 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,998百万円であります。 なお、上記１から４に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※５ 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,537百万円であります。	※５ 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,990百万円であります。
※６ ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、4,970百万円であります。	※６ ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年９月30日)
※７ 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,581百万円 現金 31百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,170百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 50,259百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は463百万円であります。	※７ 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 31,422百万円 現金 31百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,222百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 49,287百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、保証金は448百万円であります。
※８ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、212,562百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が210,062百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※８ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、211,875百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が209,375百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※９ 土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,991百万円	※９ 土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,934百万円

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年９月30日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額　15,591百万円 ※11 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。 ※12 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は3,940百万円であります。	※10 有形固定資産の減価償却累計額　15,794百万円 ※11 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が2,000百万円含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は4,355百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
――――――――――	※１　その他経常収益には、償却債権取立益107百万円を含んでおります。
※２　その他経常費用には、貸出金償却３百万円、貸倒引当金繰入額839百万円及び株式等償却399百万円を含んでおります。	※２　その他経常費用には、貸倒引当金繰入額411百万円及び株式等償却227百万円を含んでおります。
――――――――――	※３　当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 地域：青森県内／主な用途：遊休資産／種類：土地・建物／減損損失額（百万円）：69 営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。 なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ 前中間連結会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 （単位：千株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	―	―	150,895	
A種優先株式	40,000	―	―	40,000	
合 計	190,895	―	―	190,895	
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	（注）
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,210	29	3	8,235	

（注） 普通株式の自己株式の増加29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少３千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

２ 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					13	
合計		―					13	

３ 配当に関する事項

(１)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	428	3.000	平成22年３月31日	平成22年６月25日
平成22年６月24日定時株主総会	A種優先株式	164	4.109	平成22年３月31日	平成22年６月25日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 （単位：千株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	―	―	150,895	
A種優先株式	40,000	―	―	40,000	
合 計	190,895	―	―	190,895	
自己株式					
普通株式	8,244	4	2	8,246	（注）
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,244	4	2	8,246	

（注） 普通株式の自己株式の増加４千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少２千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

２ 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					70	
合計		―					70	

３ 配当に関する事項

(１)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年６月23日定時株主総会	普通株式	427	3.00	平成23年３月31日	平成23年６月24日
平成23年６月23日定時株主総会	A種優先株式	306	7.66	平成23年３月31日	平成23年６月24日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年９月30日現在 現金預け金勘定 33,521百万円 定期預け金 △1,000百万円 その他 △468百万円 現金及び現金同等物 32,052百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年９月30日現在 現金預け金勘定 82,048百万円 その他 △446百万円 現金及び現金同等物 81,602百万円

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前連結会計年度（平成23年３月31日）

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ございません。

当中間連結会計期間（平成23年９月30日）

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ございません。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	818	766	―	51
無形固定資産	886	803	―	82
合 計	1,704	1,570	―	134

当中間連結会計期間（平成23年９月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	123	96	―	27
無形固定資産	212	159	―	52
合 計	336	256	―	80

②未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

	前連結会計年度（平成23年３月31日）	当中間連結会計期間（平成23年９月30日）
１年内	93	68
１年超	51	17
合 計	144	85

③リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度（平成23年３月31日）

リース資産減損勘定年度末残高　　該当ございません。

当中間連結会計期間（平成23年９月30日）

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高　　該当ございません。

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	当中間連結会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
支払リース料	170	60
リース資産減損勘定の取崩額	―	―
減価償却費相当額	150	54
支払利息相当額	7	2
減損損失	―	―

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

次へ

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

Ⅰ 前連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	121,947	121,947	―
(2)コールローン及び買入手形	112,211	112,211	―
(3)買入金銭債権（※１）	6,658	6,658	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	172	172	―
(5)金銭の信託	19,999	19,999	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,939	5,959	19
その他有価証券	378,842	378,842	―
(7)貸出金	1,232,474		
貸倒引当金（※１）	△20,679		
	1,211,795	1,241,635	29,840
資産計	1,857,568	1,887,428	29,860
(1)預金	1,772,962	1,776,271	3,308
(2)社債	15,000	14,693	△306
負債計	1,787,962	1,790,964	3,001
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	102	102	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,013)	(1,013)	―
デリバティブ取引計	(910)	(910)	―

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※３）連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,034百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,034百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※１）（※２）	2,768
②組合出資金（※３）	665
合計	3,433

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

平成23年９月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	82,048	82,048	―
(2)コールローン及び買入手形	132,856	132,856	―
(3)買入金銭債権（※１）	6,293	6,293	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	201	201	―
(5)金銭の信託	19,831	19,831	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	8,354	8,382	27
その他有価証券	436,424	436,424	―
(7)貸出金	1,230,518		
貸倒引当金（※１）	△20,659		
	1,209,858	1,240,901	31,043
資産計	1,895,868	1,926,940	31,071
(1)預金	1,824,497	1,827,671	3,173
(2)社債	15,000	14,755	△244
負債計	1,839,497	1,842,427	2,929
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	435	435	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,088)	(1,088)	―
デリバティブ取引計	(653)	(653)	―

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※３）中間連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,235百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は1,235百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（６）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※１）（※２）	2,730
②組合出資金（※３）	554
合計	3,285

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当中間連結会計期間において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

前へ　次へ

(有価証券関係)

※１ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

※２ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ 前連結会計年度

１ 満期保有目的の債券(平成23年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	2,950	2,991	41
	小計	2,950	2,991	41
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,999	1,998	△ 1
	社債	990	969	△ 20
	小計	2,989	2,967	△ 22
合計		5,939	5,959	19

２ その他有価証券(平成23年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,589	2,900	688
	債券	166,543	163,266	3,276
	国債	76,669	75,354	1,314
	地方債	52,078	50,600	1,478
	社債	37,794	37,311	483
	その他	11,692	11,206	485
	小計	181,824	177,374	4,450
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,535	7,317	△ 1,782
	債券	173,876	174,716	△ 839
	国債	149,070	149,783	△ 712
	地方債	―	―	―
	社債	24,806	24,933	△ 127
	その他	22,347	25,307	△ 2,960
	小計	201,759	207,341	△ 5,582
合計		383,583	384,715	△ 1,132

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、395百万円（うち株式395百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

Ⅱ 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	3,215	3,262	47
	小計	3,215	3,262	47
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,999	3,998	△1
	社債	1,140	1,121	△18
	小計	5,139	5,119	△20
合計		8,354	8,382	27

2 その他有価証券(平成23年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,523	1,639	884
	債券	145,630	142,575	3,054
	国債	46,389	45,356	1,033
	地方債	47,415	45,895	1,520
	社債	51,824	51,323	501
	その他	9,786	9,581	205
	小計	157,941	153,796	4,144
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,319	8,115	△1,795
	債券	251,236	252,027	△791
	国債	234,905	235,637	△731
	地方債	―	―	―
	社債	16,330	16,390	△59
	その他	25,039	29,222	△4,183
	小計	282,594	289,365	△6,771
合計		440,536	443,162	△2,626

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、227百万円（うち株式227百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

Ⅰ 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

Ⅰ 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年３月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,137
その他有価証券	△1,137
その他の金銭の信託	―
(＋)繰延税金資産	―
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,137
(△)少数株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△1,137

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年９月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,641
その他有価証券	△2,641
その他の金銭の信託	―
(＋)繰延税金資産	―
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△2,641
(△)少数株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△2,641

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

(デリバティブ取引関係)

Ⅰ 前連結会計年度

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年３月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	102	102
合計	―	―	―	102	102

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 支払固定・ 受取変動	その他有価証券 （地方債）	39,253	39,253	△1,013
合計	―	―	―	―	△1,013

（注）１ ヘッジ会計の方法については金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に定める包括ヘッジによっております。

２ 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	41	41
合計	―	―	―	41	41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年９月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	30	―	△0	△0
	買建	―	―	―	―
合計	―	―	―	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年９月30日現在）
該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年９月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	186,004	―	393	393
	買建	―	―	―	―
合計	―	―	―	393	393

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成23年９月30日現在）
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年９月30日現在）
該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ 支払固定・ 受取変動	その他有価証券 （地方債）	37,283	37,283	△1,088
合計	―	―	―	―	△1,088

（注）１ ヘッジ会計の方法については、「「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４．会計処理基準に関する事項（13）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

２ 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

Ⅰ 前中間連結会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 13百万円

２．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役６、当行執行役員５
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式 312,000株
付与日	平成22年７月９日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年７月10日から平成47年７月９日まで
権利行使価格（注２）	１円
付与日における公正な評価単価（注２）	173円

(注) １ 株式数に換算して記載しております。
２ １株当たりに換算して記載しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 30百万円

２．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役６、当行執行役員７
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式 479,000株
付与日	平成23年７月８日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年７月９日から平成48年７月８日まで
権利行使価格（注２）	１円
付与日における公正な評価単価（注２）	142円

(注) １ 株式数に換算して記載しております。
２ １株当たりに換算して記載しております。

（資産除去債務関係）

Ⅰ　前連結会計年度（平成23年３月31日）

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	340	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	百万円
その他増減額（△減少）	5	百万円
期末残高	345	百万円

Ⅱ　当中間連結会計期間（平成23年９月30日）

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	345	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2	百万円
その他増減額（△減少）	△26	百万円
当中間連結会計期間末残高	321	百万円

前へ

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ 前中間連結会計期間(自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

Ⅰ 前中間連結会計期間(自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)

1.サービスごとの情報

(単位 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,094	6,483	3,044	391	23,013

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

1.サービスごとの情報

（単位 百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	12,643	5,933	2,920	347	21,844

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１．１株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年９月30日)
１株当たり純資産額	円	323.83	312.57

２．１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益金額	円	10.43	2.85
（算定上の基礎）			
中間純利益	百万円	1,488	406
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	―	―
うち中間優先配当額	百万円	―	―
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,488	406
普通株式の期中平均株式数	千株	142,666	142,648
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	6.02	1.52
（算定上の基礎）			
中間純利益調整額	百万円	―	―
うち優先配当額	百万円	―	―
普通株式増加数	千株	104,346	125,144
うち優先株式	千株	104,275	125,000
うち新株予約権	千株	71	144
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	千株	―	―

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年９月30日）
純資産の部の合計額	百万円	66,547	64,665
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,352	20,077
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	306	―
うち新株予約権	百万円	40	70
うち少数株主持分	百万円	6	6
普通株式に係る中間期（当期）末の純資産額	百万円	46,194	44,587
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期（当期）末の普通株式の数	千株	142,650	142,648

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについては、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これによる影響は軽微であります。

２ 【その他】

該当事項なし

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当中間会計期間 (平成23年９月30日)
資産の部		
現金預け金	121,947	82,048
コールローン	112,211	132,856
買入金銭債権	5,210	4,650
商品有価証券	172	201
金銭の信託	19,999	19,831
有価証券	390,553 ※1, ※8, ※14	448,111 ※1, ※8, ※14
貸出金	1,230,817 ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9	1,229,167 ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9
外国為替	1,277 ※6	694 ※6
その他資産	32,103 ※8	7,379 ※8
有形固定資産	13,573 ※10, ※11	13,550 ※10, ※11
無形固定資産	2,748	2,664
繰延税金資産	13,499	13,392
支払承諾見返	10,729	10,298
貸倒引当金	△17,049	△17,210
資産の部合計	1,937,796	1,947,637
負債の部		
預金	1,780,271 ※8	1,829,259 ※8
借用金	2,000 ※12	8,100 ※12
外国為替	15	12
社債	15,000 ※13	15,000 ※13
その他負債	52,529	9,842
未払法人税等	121	93
リース債務	1,041	1,024
資産除去債務	345	321
その他の負債	51,020	8,403
賞与引当金	926	921
退職給付引当金	8,983	8,768
睡眠預金払戻損失引当金	662	574
偶発損失引当金	283	212
再評価に係る繰延税金負債	850 ※10	824 ※10
支払承諾	10,729	10,298
負債の部合計	1,872,251	1,883,814

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当中間会計期間 (平成23年９月30日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,772	29,771
資本準備金	19,167	19,167
その他資本剰余金	10,604	10,603
利益剰余金	5,440	5,311
利益準備金	204	351
その他利益剰余金	5,236	4,960
繰越利益剰余金	5,236	4,960
自己株式	△2,700	△2,700
株主資本合計	66,680	66,550
その他有価証券評価差額金	△1,137	△2,641
繰延ヘッジ損益	△349	△430
土地再評価差額金	311 ※10	272 ※10
評価・換算差額等合計	△1,175	△2,798
新株予約権	40	70
純資産の部合計	65,545	63,822
負債及び純資産の部合計	1,937,796	1,947,637

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
経常収益	22,450	21,549
資金運用収益	16,087	15,566
（うち貸出金利息）	12,941	12,530
（うち有価証券利息配当金）	3,060	2,948
役務取引等収益	2,631	2,487
その他業務収益	3,554	3,262
その他経常収益	※1 177	※1 233
経常費用	20,890	21,277
資金調達費用	1,826	1,440
（うち預金利息）	1,342	1,079
役務取引等費用	1,899	1,755
その他業務費用	3,544	4,956
営業経費	※2 12,362	※2 12,222
その他経常費用	※3 1,256	※3 902
経常利益	1,560	271
特別利益	220	469
固定資産処分益	28	150
償却債権取立益	63	―
抱合せ株式消滅差益	128	―
子会社清算益	―	319
特別損失	247	108
固定資産処分損	21	38
減損損失	※4 ―	※4 69
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
税引前中間純利益	1,534	632
法人税、住民税及び事業税	20	△69
法人税等調整額	381	135
法人税等合計	402	66
中間純利益	1,131	566

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	34,167	34,167
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	―	―
当中間期末残高	34,167	34,167
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	19,167	19,167
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	―	―
当中間期末残高	19,167	19,167
その他資本剰余金		
当期首残高	10,605	10,604
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	10,604	10,603
資本剰余金合計		
当期首残高	29,773	29,772
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	29,772	29,771
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	85	204
当中間期変動額		
利益準備金の積立	118	146
当中間期変動額合計	118	146
当中間期末残高	204	351
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,109	5,236
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
利益準備金の積立	△118	△146
中間純利益	1,131	566
土地再評価差額金の取崩	△3	38
当中間期変動額合計	417	△276
当中間期末残高	4,527	4,960

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,195	5,440
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
利益準備金の積立	―	―
中間純利益	1,131	566
土地再評価差額金の取崩	△3	38
当中間期変動額合計	535	△129
当中間期末残高	4,731	5,311
自己株式		
当期首残高	△2,695	△2,700
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	△4	0
当中間期末残高	△2,699	△2,700
株主資本合計		
当期首残高	65,441	66,680
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
中間純利益	1,131	566
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	△3	38
当中間期変動額合計	531	△129
当中間期末残高	65,972	66,550
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,020	△1,137
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△787	△1,503
当中間期変動額合計	△787	△1,503
当中間期末残高	233	△2,641
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△205	△349
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△277	△80
当中間期変動額合計	△277	△80
当中間期末残高	△483	△430

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	280	311
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	△38
当中間期変動額合計	3	△38
当中間期末残高	284	272
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,095	△1,175
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	3	△38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,064	△1,584
当中間期変動額合計	△1,061	△1,623
当中間期末残高	34	△2,798
新株予約権		
当期首残高	―	40
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13	30
当中間期変動額合計	13	30
当中間期末残高	13	70
純資産合計		
当期首残高	66,537	65,545
当中間期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
中間純利益	1,131	566
自己株式の取得	△5	△0
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	―	―
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,051	△1,554
当中間期変動額合計	△516	△1,722
当中間期末残高	66,020	63,822

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ：３年～50年 その他：２年～20年 （会計方針の変更） 有形固定資産（平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ＡＴＭや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当事業年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。 この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。 （追加情報） 従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。 この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
５ 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号平成21年12月18日）に規定する破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 ただし、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,751百万円（前事業年度末は23,884百万円）であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
	(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
６ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
７ リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
８ ヘッジ会計の方法	当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
９ 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【会計方針の変更等】

当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
（１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用） 当中間会計期間から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。 これによる影響については、「（１株当たり情報）」に記載しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。 (連結納税制度の採用) 当中間会計期間から、当行及び一部の連結子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年３月31日)	当中間会計期間 (平成23年９月30日)
※１ 関係会社の株式総額　　4,337百万円	※１ 関係会社の株式総額　　4,047百万円
※２ 貸出金のうち、破綻先債権額は2,663百万円、延滞債権額は33,594百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※２ 貸出金のうち、破綻先債権額は2,974百万円、延滞債権額は32,432百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※３ 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※３ 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※４ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,814百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※４ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,825百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※５ 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,072百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※５ 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,232百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※６ 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,537百万円であります。	※６ 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,990百万円であります。
※７ ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、4,970百万円であります。	※７ ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。

前事業年度 (平成23年３月31日)	当中間会計期間 (平成23年９月30日)
※８ 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,581百万円 現金 31百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,170百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券50,259百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は463百万円であります。	※８ 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 31,422百万円 現金 31百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,222百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 49,287百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は、448百万円であります。
※９ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、201,722百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が199,222百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、201,302百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が198,802百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10 土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,991百万円	※10 土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,934百万円

前事業年度 (平成23年３月31日)	当中間会計期間 (平成23年９月30日)
※11 有形固定資産の減価償却累計額　15,585百万円 ※12 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。 ※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,940百万円であります。	※11 有形固定資産の減価償却累計額　15,787百万円 ※12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が2,000百万円含まれております。 ※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,355百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)
――――――――――	※１　その他経常収益には、償却債権取立益106百万円を含んでおります。
※２　減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産　439百万円 無形固定資産　281百万円	※２　減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産　443百万円 無形固定資産　321百万円
※３　その他経常費用には、貸倒引当金繰入額639百万円及び株式等償却399百万円を含んでおります。	※３　その他経常費用には、貸倒引当金繰入額347百万円及び株式等償却227百万円を含んでおります。
――――――――――	※４　当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 地域：青森県内／主な用途：遊休資産／種類：土地・建物／減損損失額（百万円）：69 営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。 なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

Ⅰ 前中間会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	(注)
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,210	29	3	8,235	

(注) 普通株式の自己株式の増加29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少３千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,244	4	2	8,246	(注)
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,244	4	2	8,246	

(注) 普通株式の自己株式の増加４千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少２千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前事業年度（平成23年３月31日）

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ございません。

当中間会計期間（平成23年９月30日）

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ございません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「４．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	811	761	―	50
無形固定資産	873	792	―	81
合 計	1,685	1,553	―	132

当中間会計期間（平成23年９月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	119	93	―	26
無形固定資産	211	158	―	52
合 計	331	252	―	78

②未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

	前事業年度（平成23年３月31日）	当中間会計期間（平成23年９月30日）
１年内	91	67
１年超	50	16
合 計	142	84

③リース資産減損勘定期末残高

前事業年度（平成23年３月31日）

リース資産減損勘定年度末残高　　該当ございません。

当中間会計期間（平成23年９月30日）

リース資産減損勘定中間会計期間末残高　　該当ございません。

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	当中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
支払リース料	167	59
リース資産減損勘定の取崩額	―	―
減価償却費相当額	147	53
支払利息相当額	6	2
減損損失	―	―

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

Ⅰ 前事業年度(平成23年３月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	4,337

(注) 子会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

Ⅱ 当中間会計期間(平成23年９月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	4,047

(注) 子会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

(資産除去債務関係)

Ⅰ 前事業年度（平成23年３月31日）

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	340	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	百万円
その他増減額（△減少）	5	百万円
期末残高	345	百万円

Ⅱ 当中間会計期間（平成23年９月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	345	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2	百万円
その他増減額（△減少）	△26	百万円
当中間会計期間末残高	321	百万円

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益金額	円	7.93	3.97
（算定上の基礎）			
中間純利益	百万円	1,131	566
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	―	―
うち中間優先配当額	百万円	―	―
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,131	566
普通株式の期中平均株式数	千株	142,666	142,648
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	4.58	2.12
（算定上の基礎）			
中間純利益調整額	百万円	―	―
うち優先配当額	百万円	―	―
普通株式増加数	千株	104,346	125,144
うち優先株式	千株	104,275	125,000
うち新株予約権	千株	71	144
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	千株	―	―

(会計方針の変更)

当中間会計期間から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについては、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これによる影響は軽微であります。

４ 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１１月２５日

株 式 会 社　みちのく銀行
　取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山　内　正　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　村　田　賢　治

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(※)１　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１１月２５日

株式会社 みちのく銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山　内　正　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　村　田　賢　治

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間(平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。